

### 一者応札・応募に係る改善方策について

本学では、随意契約見直し計画に基づき随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等への移行を推進しているところである。

一方、一般競争入札等において一者応札・応募となっている事例が見受けられることから、さらなる競争性の確保を図るため下記のとおり改善方策を定め取り組むこととする。

#### 記

1. 早期執行、及び調達内容に応じた適切な履行期間を確保するよう引き続き努める。
2. 入札公告を行う際には、事業者が調達内容を把握できるよう、原則として仕様書を添付することとする。
3. 物品・役務に係る総合評価落札方式及び企画競争方式による調達については、原則として最低でも20日以上公告等期間を確保することとする。また、その他の調達についても案件に応じた適切な公告等期間を確保することに努める。
4. 競争参加資格要件については、調達目的を確実に達成するための必要最小限のものであることを徹底する。